

情報セキュリティ基本方針

すがわら社労士 RM オフィス(以下、当事務所)は、社会保険労務士法に基づく専門家としての責任を果たし、お客様からお預かりした情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、お客様ならびに社会の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき情報セキュリティに取り組みます。

1. 代表者の責任

当事務所は、代表社会保険労務士主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。Google Workspace を基盤としたセキュアな業務環境を構築し、最新のセキュリティ対策を講じます。

2. 情報資産の管理と生成 AI の安全活用

当事務所は、情報資産の適切な管理のため、本方針を事務所の規則として遵守し、セキュリティ対策の確保されたサービスを選択します。

また、生成 AI の活用には、以下の通り情報の性質に応じた安全な運用を徹底します。

- **機密情報を取り扱う業務:** 顧客情報等の機密情報を取り扱う場合には、入力データが AI の学習に二次利用されないビジネス用環境に限定して使用し、社会保険労務士法第 21 条に定める守秘義務に基づく安全な情報管理を徹底します。また、使用するサービスの信頼性については、SOC2 レポート等の第三者監査報告書を定期的に確認し、そのセキュリティ水準の妥当性を継続的に把握します。
- **一般情報の調査・分析業務:** 機密情報を含まない一般的な情報の調査や、セミナー資料の構成検討等の業務については、効率性や目的に応じたツールを適宜選択して活用します。

なお、特定個人情報(マイナンバー)については、生成 AI への入力(匿名化処理を含む)を一切行わず、独立した管理を徹底します。要配慮個人情報についても、原則として個人の特定を排除した抽象化処理を行った上で取り扱います。

3. 継続的な研鑽

代表は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、取り組みを確かなものにしていきます。社会保険労務士法第 16 条の 3 に基づく研修などを通じて最新動向を把握し、常に安全基準の維持・向上に努めます。

4. 法令及び契約上の要求事項の遵守

当事務所は、守秘義務をはじめ、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範および契約上の義務を遵守します。

5. 違反及び事故への対応

情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反および事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。万一のサイバー攻撃や情報漏えい、AI 利用に伴うリスクに備え、2026 年 3 月より「社会保険労務士賠償責任保険(サイバーリスク保険特約)」に加入し、経済的な補償体制と迅速な事後対応体制を整備します。

施行日:2026年2月7日
改定日:2026年2月22日
すがわら社労士RMオフィス
代表 菅原 彰一